

2019 年 5 月 1 日

一般社団法人スポーツ選手セカンドキャリア支援協会
有料職業紹介事業許可番号/13 - ユ - 310702

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

採用決定者が、就業開始後、退職し、または解雇された場合、報酬の一部を下記のとおり 返還いたします。

但し、その名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退職等が、実際には採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合にはこの限りではありません。

記

退職日	返戻金
入社日から 30 日未満	報酬の 8 0 % に相当する金額
入社日から 30 日～60 日未満	報酬の 5 0 % に相当する金額
入社日から 60 日～90 日未満	報酬の 2 0 % に相当する金額
入社日から 90 日以降	返戻金はありません

以 上